平成17年1月16日 教育委員会規則第63号

改正 平成18年3月3日教育委員会規則第3号 平成18年9月29日教育委員会規則第14号 平成19年3月2日教育委員会規則第7号 平成23年3月31日教育委員会規則第7号 平成24年10月11日教育委員会規則第10号 平成27年3月2日教育委員会規則第11号 平成28年3月23日教育委員会規則第19号 平成30年1月12日教育委員会規則第1号 中成30年1月13日教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市営運動場条例(平成17年今治市条例第114号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域)

- 第2条 条例第2条の表に掲げる運動場(以下「運動場」という。)の区域は、別に定める。 (使用期間及び使用時間)
- 第3条 運動場の使用期間及び使用時間は次に掲げるとおりとする。ただし、今治市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、臨時にこれらを変更するこ とができる。

区分	使用期間	使用時間
今治市営御厩プール、今治市営鹿ノ子プール	7月15日から8月31日ま	午前10時から午後5時30
	で	分まで
今治市営球場、今治市営補助グランド	年中	午前9時から午後9時30
		分まで
今治市営鹿ノ子庭球場	年中	午前9時から午後9時30
		分まで
今治市営鹿ノ子池公園自由広場夜間照明施	年中	午後7時から午後9時30
設、今治市営延喜公園自由広場夜間照明施設		分まで
今治市営富田海浜プール	7月15日から同月19日ま	午前10時から午後5時ま

		· ·	· ·
		7月20日から8月31日ま	午前9時から午後6時ま
		で	で
今治市営富田海浜庭珠	求場	年中	午前9時から日没まで
今治市営桜井海浜ふね	ιあい広場サッカー場	年中	午前9時から午後5時ま
			で
今治市営朝倉緑のふ	多目的広場、テニスコー	次に掲げる日以外の日	午前8時30分から午後10
るさと公園運動場	F	(1) 月曜日(同日が国	時まで
		民の祝日に関する法	
		律(昭和23年法律第	
		178号。以下「祝日法」	
		という。)に規定する	
		休日に当たるときは、	
		その日後においてそ	
		の日に最も近い同法	
		に規定する休日でな	
		い日)	
		(2) 祝日法に規定する	
		休日後においてその	
		日に最も近い同法に	
		規定する休日、土曜日	
		及び日曜日でない日	
		(3) 12月29日から翌年	
		1月3日までの日	
今治市営玉川総合公	多目的広場、テニスコー	12月29日から翌年1月3	午前8時から午後10時ま
園運動場	ト、多目的体育館	日までの日以外の日	で
今治市営波方公園運	野球場、庭球場、多目的	12月29日から翌年1月3	午前8時30分から午後9
動場	広場、体育館、武道館	日までの日以外の日	時30分まで
	プール	7月15日から同月19日ま	午前10時から午後5時ま
		で	で
1			午前10時から午後6時ま

			で			で
今治市営亀岡地区公	多目的広	:場	12月	29日から	→翌年1月3	午前8時30分から午後10
園運動場			日ま	での日以	人外の日	時まで
今治市営菊間緑の広	多目的広	湯、庭球場、総	次に	掲げる日	日以外の日	午前8時30分から午後10
場公園運動場	合体育館		(1)	月曜日	(同日が祝	時まで
			日	法に規定	ごする休日	
			に	当たると	さは、その	
			日	後におり	いてその日	
			に	最も近し	>同法に規	
			定	する休日	1でない日)	
			(2)	12月29	日から翌年	
			1月	3日まて	ごの日	
今治市営上浦多々羅	しまな	競技場、トレー	次に	掲げる日	日以外の日	午前8時30分から午後10
スポーツ公園運動場	みドー	ニング室、会議	(1)	火曜日	(同日が祝	時まで
	ム	室	日	法に規定	ミする休日	
		温泉、温水プー	に	当たると	さは、その	午前10時から午後9時ま
		ル	日	後におり	いてその日	で
	多目的グ	`ランド、テニス	に	最も近し	>同法に規	午前8時30分から午後10
	コート		定	する休日	1でない日)	時まで
			(2)	1月1日		

(職員)

- 第4条 運動場に施設長その他必要な職員を置くことができる。
- 2 施設長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、運動場の事務を掌理する。
- 3 その他の職員は、上司の命に従い、運動場の事務に従事する。 (使用許可の申請)
- 第5条 条例第3条第1項の規定により運動場の使用の許可を受けようとする者は、教育委員会に使用許可申請書(別記様式第1号)を提出して、使用許可書(別記様式第2号。以下「許可書」という。)の交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、運動場を個人で使用しようとする者については普通券(別記様式 第5号)又は回数券(別記様式第6号)の交付を受けることにより、条例第3条第1項の規定 による許可を受けたものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、今治市営上浦多々羅スポーツ公園運動場を個人で使用しようと

する者については、使用券の交付を受けることにより条例第3条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

- 4 第1項の規定にかかわらず、今治市公共施設予約システムに入力することによって施設の使用の申請をした者は、当該予約の確定の登録により、条例第3条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。
- 5 条例第3条第1項の規定により許可を受けた内容を変更しようとする者は、必要な手続を行 わなければならない。

(使用料の減免の申請)

- 第6条 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可の申請 時に使用料減免申請書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、使用料減免決定通知書(別記様式第8号)を申請者 に交付する。

(使用料の還付の申請)

第7条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は使用料還付申請書 (別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(使用者の義務)

- 第8条 運動場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が運動場を使用するときは、 管理人に許可書又は使用者であることを証するものを提示し、その指示を受けなければならな い。
- 2 使用者は、その使用を終ったときは、管理人に申し出て施設の点検を受けなければならない。 (特別設備の許可)
- 第9条 条例第11条の許可を受けようとする者は、設計書に図面を添え、設置理由を明らかにした願書を提出しなければならない。

(物品の販売等)

- 第10条 条例第12条第1項の規定により、物品の販売の許可を受けようとする者は、許可期間始期の5日前までに物品販売申請書(別記様式第10号)を教育委員会に提出し、物品販売許可書(別記様式第11号)の交付を受けなければならない。
- 第11条 条例第12条第2項の許可料金は、収支計算書を添えて、許可期間終了後5日以内に納付しなければならない。

(係員証票)

第12条 条例第17条第2項の係員証票は、別記様式第12号とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の今治市公園条例施行規則(平成15年今治市規則 第53号)、今治市営運動場条例施行規則(平成15年今治市教育委員会規則第4号)、朝倉村都 市公園条例施行規則(平成4年朝倉村規則第17号)、玉川町都市公園条例施行規則(平成元年 玉川町規則第3号)、波方町公園条例施行規則(昭和57年波方町規則第3号)、菊間町都市公 園条例施行規則(昭和61年菊間町規則第3号)又は上浦町多々羅スポーツ公園施行規則(平成 14年上浦町規則第11号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当 規定によりなされたものとみなす。

(読替規定)

3 条例第17条の2の規定により管理運動場の管理を指定管理者に行わせた場合において、第3 条中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第 5条及び第10条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

(様式の特例)

4 条例第17条の2の規定により管理運動場の管理を指定管理者に行わせた場合において、別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第5号、別記様式第6号及び別記様式第10号から別記様式第12号までの様式は、これらを標準として指定管理者が別に定める。

附 則(平成18年3月3日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月2日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第3条の表今治市営亀岡地区公園運動場の部の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月11日教育委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の表の改正規定(今治市営補助球場及び今治市営大新田レクリエーション広場の夜間照明施設の項中「及び今治市営大新田レクリエーション広場」を削る部分に限る。) 平成25年6月1日
- (2) 第3条の表の改正規定(今治市営庭球場及び今治市営鹿ノ子庭球場の夜間照明施設の項中 「今治市営庭球場及び」を削る部分に限る。) 平成25年7月1日
- (3) 別記様式第1号(その1)の改正規定及び別記様式第2号(その1)の改正規定 平成26 年7月1日

附 則(平成27年3月2日教育委員会規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日教育委員会規則第19号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月12日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年2月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の今治市営体育館条例施行規則、第2条の規定による改正後の今治市営スポーツランド条例施行規則、第3条の規定による改正後の今治市営運動場条例施行規則、第4条の規定による改正後の今治市B&G海洋センター条例施行規則、第5条の規定による改正後の今治市宮窪石文化運動公園条例施行規則及び第6条の規定による改正後の今治市立学校運動場夜間照明施設条例施行規則の規定は、平成30年3月1日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年11月13日教育委員会規則第9号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

使 用 申 請 書

年 月 日

(宛先) 今治市教育委員会

申請者 住 所 氏名又は名称

次のとおり、の使用を申請します。

催 物 名						
使用施設						
使用内容						
使用日時						
料金区分						
使用設備						
使用料金	施設使用料	設備使用料	減	免	額	

別記様式第2号(第5条関係)

使 用 許 可 書

年 月 日

様

次のとおり、

の使用を許可します。

今治市教育員会 印

催物名						
使用施設						
使用内容						
使用日時						
料金区分						
使用設備						
(本田米) へ						
使用料金	施設使用料	設備使用料	減	免	額	

(表)

No. 00000		No. 00000
普 通 券	切	今 治 市 営 運 動 場
()	取	() 普 通 券
()	線	() 円
Э		1人1回通用発行当日限り
	!	(裏)

注意

- 1 この券は、ご使用にならない場合でも料金の払戻しはい
- 切たしません。
 - 2 この券は、再発行いたしません。
- 3 この券は、入場のとき必ず係員に示して切り取っても取 らってください。
 - 4 市の検印のないものは、無効です。
- 線 5 本券の発行をもって領収書に代えます。
 - 6 許可された使用目的以外に運動場を使用しないでください。

(表)

11枚					
()				No. 00000
	円				
有効期間		. まで			
今 治 市	営 運 動	場 ()
		口	数	券	
				()

(中)

```
11枚 円 No. 今治市営運動場( ) 回 数 券 ( ) ( )
```

(裏)

注 意

- 1 本券の発行をもって領収に代えます。
- 2 許可された使用目的以外に運動場を使用しないでください。
- 3 この券1枚で1人1回使用できます。
- 4 この券の有効期間経過後は、全部又は一部をご使用にならない場合でも再発行、払戻しはいたしません。
- 5 市の検印のないものは、無効です。
- 6 入場のときは、必ずこの券を係員に示して使用の券を切り取ってもらってください。

別記様式第8号(第6条関係)

免除

年 月 日

				使用料	減免申	□請書					
								4	年	月	日
(宛先) 今治	市長										
				申	請者	住所					
						氏名					印
						74.11					
今治市営運動	为 場条例第	8条	の規定	により、	使用料	斗の減額・免	除を受けた	こいので	、次	(のと	こおり
申請します。											
使用施設名											
使用器具名											
使用年月日		年	月	日		使用時間	時	分~	時	分	
減額・免除						1					
を受けよう											
とする理由											
減額・免除の額											
								第		F	于
			传	 更用料減	免決定	通知書					
	減額(円)								
上記のことは				を許可し	ます。						

11 / 16

今治市長 印

別記様式第9号(第7条関係)

			使用料還付申	自請書					
						4	丰	月	日
(宛先) 今治	市長								
			申請者	住 所					
				氏名又は名称					印
今治市営運動	場条例第9条	の規定に	こより、使用料	斗の還付を受け	たいので、	、次の	とお	り申	請し
ます。									
使用施設名									
使用器具名									
使用年月日	年	月	日	使用時間	時	分~	時	分	
既納使用料				還付申請額					
還付の理由				•					
備考									

⁽注) 交付を受けた使用許可書等を添付してください。

別記様式第10号(第10条関係)

1 IC NO 1 CK DATE OF THE	()17 10 /()01/	1.7									
物品販売許可申請書											
								ź	F J	目	日
(宛先) 今治	市教育委員会	<u>></u>									
			申	請者	住	所					
					氏名又/	は名称				印	
今治市営運動場条例第12条の規定により、物品販売をしたいので、次のとおり申請します。											
使用施設名											
使用場所											
使用器具名											
使用年月日	年	月	日		使用时	寺 間	時	分~	時	分	
使用目的											
販売物品											

別記様式第11号(第10条関係)

			物品販売	臣許可書	
住所					
氏名又は名称			様		
使用施設名					
使用場所					
使用器具名					
使用年月日	年	月	日	使用時間	時 分~ 時 分
使用目的					
販売物品					
許可条件					
上記のとおり	許可します。				
年 月	日				
					今治市教育委員会 印

別記様式第12号(第12条関係)

第 号

市営運動場監視員の証

職 氏名

年 月 日交付

今治市教育委員会 印

別記様式第1号(第5条関係)

別記様式第2号(第5条関係)

別記様式第3号及び別記様式第4号 削除

別記様式第5号(第5条関係)

別記様式第6号(第5条関係)

別記様式第7号 削除

別記様式第8号(第6条関係)

別記様式第9号(第7条関係)

別記様式第10号(第10条関係)

別記様式第11号(第10条関係)

別記様式第12号(第12条関係)